

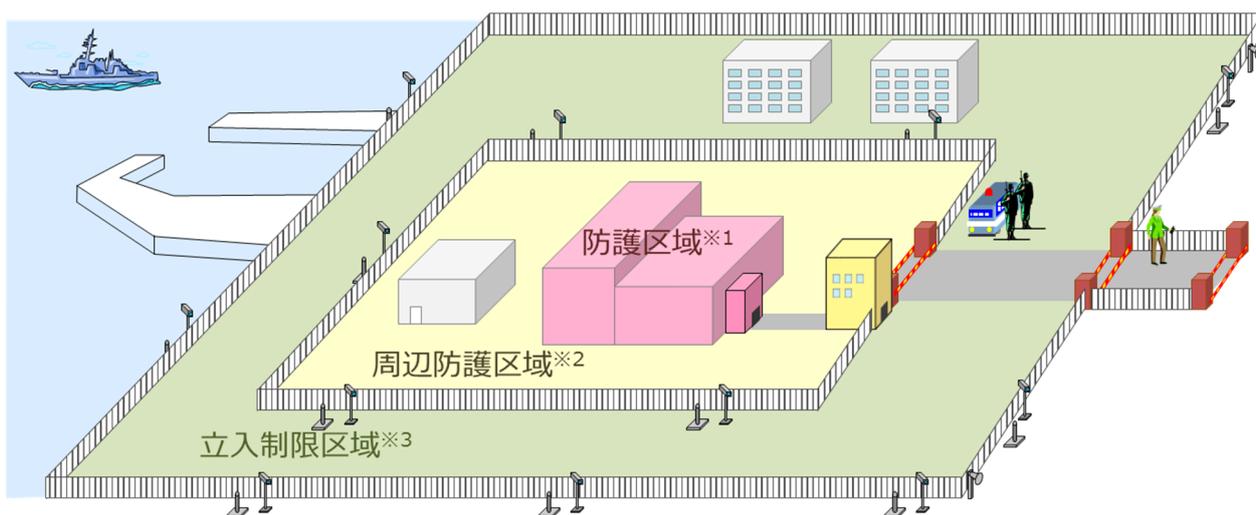
福島第二原子力発電所における核物質防護に係る事案について

2022年5月18日

東京電力ホールディングス株式会社

■事案1：周辺防護区域及び立入制限区域への車両の入域管理の不備

- ・ 福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）では、2021年11月26日、周辺防護区域の入域申請を行っていない車両による同区域への入域が複数回確認されたことから、原子力規制庁へ報告した。
- ・ 原因としては、見張人による車両確認が不十分であったことから、2022年1月20日までに、見張人の対応ルールの再周知を図るなどといった対策を講じた。
- ・ しかしながら、福島第二では2022年1月24日、立入制限区域の入域申請を行っていない車両による同区域への入域が確認され、原子力規制庁へ報告した。
- ・ これらの事案を踏まえ、原因を改めて調査したところ、福島第二では、見張人の車両確認が不十分であったことに加えて、車両入域許可証の様式に不備があり、見張人が許可された区域を誤認しやすい状態となっていることを確認した。
- ・ よって、これらの事案に対する再発防止対策として、福島第二における車両入域許可証の様式見直し等の是正措置を実施した。
- ・ なお、福島第二における車両の乗員に対する手続きに問題はなく、施設等への妨害破壊行為もなかった。
- ・ また、福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所においては、車両入域許可証は同様式を使用しておらず、同様の事案は発生しないことを確認している。



- ※1 防護区域：特定核燃料物質を使用・貯蔵する設備が設置されている区域
- ※2 周辺防護区域：防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域
- ※3 立入制限区域：周辺防護区域の周辺の人の出入りを制限する区域

図. 核物質防護に係る区画および車両による入域のイメージ

以上